

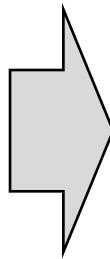
牟岐町簡易水道利用者の皆様へ重要なお知らせ

牟岐町簡易水道の水道料金を 令和4年7月分より改定します

牟岐町簡易水道事業は、昭和57年に水道料金を改定して以来、消費税増税による改定を除き、今日まで料金改定を行わず、業務の効率化やコスト縮減に努め、水道事業を運営してまいりました。しかしながら、今後見込まれる給水人口の減少や水道施設及び管路の老朽化による更新費用の増加等から、経営状況はさらに厳しくなることが予想されます。このような状況を踏まえ経営計画見直しを行った結果、水道料金の改定が不可欠となりました。利用者の皆様にはご負担をおかけしますが、今後も安全な水を安定的に供給するため、ご理解とご協力をお願いいたします。

【現在の水道料金(消費税別)】

用途	基本料金		超過料金(1 m ³ 毎)	
	水量	料金	水量	料金
家庭用 営業用 団体会用	10 m ³ まで	1,100円	11 m ³ 以上 30 m ³ まで	160円
			31 m ³ 以上 50 m ³ まで	180円
			51 m ³ 以上	200円
工業用	50 m ³ まで	7,500円	51 m ³ 以上 200 m ³ まで	180円
			201 m ³ 以上	210円
湯屋用	200 m ³ まで	7,000円	201 m ³ 以上	70円
臨時用	1 m ³ につき	240円		



【新しい水道料金(消費税別)】

用途	基本料金		超過料金(1 m ³ 毎)	
	水量	料金	水量	料金
家庭用 営業用 団体会用	10 m ³ まで	1,320円	11 m ³ 以上 30 m ³ まで	200円
			31 m ³ 以上 50 m ³ まで	230円
			51 m ³ 以上	270円
工業用	50 m ³ まで	9,000円	51 m ³ 以上 200 m ³ まで	220円
			201 m ³ 以上	270円
湯屋用	200 m ³ まで	8,400円	201 m ³ 以上	90円
臨時用	1 m ³ につき	280円		

●新しい水道料金の計算例は次のとおりです。 (例)1ヶ月10 m³又は20 m³使用した場合

用途:家庭用	メーター口径13mmの場合		メーター口径20mmの場合	
	水量10 m ³	水量20 m ³	水量10 m ³	水量20 m ³
基本料金(10 m ³ まで)	1,320円	1,320円	1,320円	1,320円
超過料金	0円	2,000円	0円	2,000円
メーター使用料	80円	80円	150円	150円
消費税(10%)	140円	340円	147円	347円
計	1,540円	3,740円	1,617円	3,817円
合計(10円未満切り捨て)	1,540円	3,740円	1,610円	3,810円

----- お 願 い -----

※引っ越していくとき、家の改築や長期間留守にする等、一時水道を止めたいときは牟岐町水道課までご連絡ください。お届がないと、ご使用されていなくても基本料金がかかりますのでご注意ください。再度水道を使用するときは、使用開始のお申込みをしてください。

※牟岐町簡易水道事業は、皆様の水道料金により運営されています。納め忘れのないように、出来るかぎり口座振替をお願いします。水道料金滞納者に対しては、使用者の公平性のため給水停止を執行する場合があります。

お問い合わせ先 牟岐町水道課 TEL 72-0152